

社会福祉法人村上市社会福祉協議会 弔慰規程

令和6年3月18日制定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人村上市社会福祉協議会（以下「協議会」という）内における弔慰に関する取扱いについて、基準を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程の適用範囲は、次のとおりとする。

- (1) 本会の役職員（理事、監事及び職員）
- (2) 評議員並びに本会関係者として会長から委嘱された上記以外の者
- (3) その他、会長が必要と認める者

(弔慰方法)

第3条 弔慰方法は次のとおりとする。

- (1) 役員、評議員並びに本会関係者として会長から委嘱された者等が死亡したとき  
ア 弔慰金 10,000円
- (2) 職員が死亡したとき  
ア 弔慰金 30,000円

(弔慰)

第4条 前項の規定により弔慰金を贈る場合は、会長又は副会長等が本会を代表し、葬儀等に参列し弔慰を表すものとする。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、会長が定める。

附 則

この規程は、令和6年3月18日から施行する。